



JICA (ER) 第 11-06001 号
平成 21 年 11 月 6 日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理 事 佐渡島 志郎



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第 5 号
「リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（モンロビア都市施設復旧・復興マスターplan作成調査）」

2. 諮問事項

「リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」におけるスコーピング案

以上

平成 22 年 1 月 7 日

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮詢第 5 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮詢第 5 号「リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」における環境社会配慮調査のスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以上

リベリア国
モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画 開発調査
スコーピング案 答申

代替案について

1. 道路計画策定の過程で代替ルートの比較がなされないとしても、EIA の調査項目の一つとして「代替案の検討」が行われるべきである。

スコーピング・マトリックス（及び結果概要表）について

2. スコーピング・マトリックス中、評価を「D（影響は軽微で調査は不要）」としている項目について、再検討すべきである。特に、「水系・流況」、「景観」「雇用や生計手段等の地域経済」、「土地利用」、「既存のインフラ及びサービス」、「貧困層」、「被害と便益の偏在」、「地域内の利害対立」および「水の利用、水利権」については、少なからず影響があるものと思われる。

メスラド湿地への影響

3. メスラド湿地のラムサールサイト情報シート (Ramsar Information Sheet: RIS) によれば、現行では保全計画はないが、環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA) が法令 (Act) を作成することになっている。保全管理計画および資源管理規制等について確認し、参照することが望ましい。
4. ラムサール条約に登録されている地域の扱いは国際的なレベルでの議論の対象となりうるため、登録湿地の保護の方策については、慎重に検討し提言を行う必要がある。本来、締約国がその湿地帯の保全ための計画を実施するが、開発事業による湿地の廃止および縮小する場合、新たな自然保護区を創設すべきと条約に規定されており、これに準じて配慮することが望ましい。
5. 上記 4 に関しラムサール条約登録湿地の一部縮小については、メスラド湿地のラムサール登録を進めた「リ」国 National Wetland Committee もしくは EPA と意見調整する必要があることを実施機関に提案すべきである。
6. メスラド湿地に対する影響予測が不明確であり、かつ、クリーク 2 地点での生態系への影響評価は妥当ではなく、以下の 3 点を含めるべきである。
 - ① メスラド湿地の保全措置体制
 - ② メスラド湿地に関する既存情報の整理
 - ③ ②に基づき、影響評価さらには事業計画における影響に対し、スコーピングを行う。
7. 現在、湿地帯はゴミ捨て場、洗車場として利用されている現状であり事業による拡大が想定される。また、違法建築等、その他経済活動による影響も懸念されるため、防止手段を検討することが望ましい。

8. メスラド湿地は魚介類の漁場となっているとあり、道路供用時には漁場へのアクセス増加あるいは人口移動等に伴い、漁業資源への影響が想定される。このことから、漁業資源管理について調査することが望ましい。
9. マスター・プランに含まれる下水道、排水事業の影響についても説明に努めるべきである。

調査の時期・期間

10. 調査期間が十分である根拠を説明する必要がある。自然環境調査については雨季と乾季を考慮し、評価すべきである。
11. 年間降水量 4000 ミリを越える多雨地域であるので、道路整備計画においては雨水排水溝に係る計画も作成する必要がある。
12. 公害関連については、ベースラインデータを収集し、WHO 等の国際基準を適用することが望ましい。大気及び水質の分析について、スイスの試験室等に依頼するのではなく、日本の調査団が責任をもって分析を行い、信頼できるデータを保持しておく必要がある。また、鉛の規制状況、騒音および振動に対しても、同様に調査・検討する必要がある。
13. 道路供用後の環境管理計画、環境モニタリング計画を検討し、記述すべきである。特に、環境保全手法、環境保全技術の移転・育成を進めることが緊急の課題であり、環境管理計画の検討に際して人材育成の視点に留意することが必要である。

非自発的住民移転及びその他社会影響

14. 本事業によって発生する住民移転等の規模を最小化するような ROW の見直しの検討が望ましい。また、移転補償が国際機関の水準を満たすよう、住民移転計画（RAP）に含める必要がある。移転に関しては、説明会形式の機会に加えて代表的なメンバーに対するインタビュー調査の機会も検討することが望まれる。

気候変動への影響

15. 気候変動について、工事中だけでなく供用時の GHG 増加についても想定し、影響評価、緩和策を検討すべきである。

以上